

# KNC NETWORK NEWS

2018年3月17日 発行

**経営一言:**タイムマネジメントは時間の管理ではなく、仕事の管理のこと。ある意味ではどの仕事を切るかという選択でもある。

(佐々木 常夫氏 マネジメント・リサーチ代表取締役/元東レ経営研究所社長)

—所長コメント:仕事は一人一人の能力によって処理時間が異なります。よく出来る人間と初心者との差は当然生じることとなります。従って賃金も一律ではない。会社への貢献度を考えるのであれば、仕事の内容により異なってくるのは当然です。—



(有)北野財経システム

税理士法人 Y. K. C.

大阪市淀川区西中島 7-1-26

オリエンタル新大阪ビル 707号

TEL: 06-6304-7857・FAX: 06-6304-8851

<http://kncc.co.jp>

## 気になる記事:「18歳成人」法案、国会提出

政府は、成人年齢を20歳から18歳に引き下げる民法改正案を閣議で決め、国会に提出した。今国会で成立させ、2022年4月1日に施行する方針だ。成人年齢が引き下げられると、18、19歳でも親の同意なくローンを組んで高額商品を購入できるようになる。上川法相の記者会見で「少子高齢化が急速に進むなか、若年者の積極的な社会参加を促し、その自覚を高める政策の一環として意義は大きい」主要国では「18歳成人」が多く、国際的な標準に合わせる狙いもある。女性の結婚できる年齢は16歳から18歳に引き上げ、男女ともに18歳に統一する。

## 個人事業主が妻に給与支給した場合 《税務》

個人事業主が支払う外注費や給与、家賃、地代は、特別な届出をしなくても必要経費にできますが、その支払い先が生計をとにもする親族だと原則として経費化は認められません。これは、多額の利益が出そうな年に配偶者に外注費や給与を多く支払うことで税金を減らす租税回避行為を防ぐためです。

ただし、青色申告者は、労務の対価として過大でない限り、「青色事業専従者給与に関する届出書」を税務署に提出することで同居親族への支払い分を全額経費にできます。

また、白色申告者は一定額までなら経費として所得控除が可能です。控除額は、①配偶者なら86万円、それ以外は一人あたり50万円、②控除前の事業所得の金額を給与対象者に1を足した数で割った金額—のいずれか低い額になります。

## 仕事が忙しい 《経営》

「忙しい、忙しい」が口癖の人がいます。たとえ休日でもテレビや新聞等を見ながらでも、「仕事が忙しい」を連発します。この人は仕事を辞めたら(定年退職)、突然この言葉を言わずにいられるのかと心配になります。

皆様は、こんな経験があるでしょうか。友人から聞いた話です。「2週間であったが、朝5時から夜12時過ぎまで食事や入浴の時間も惜しんで仕事をした事がある。この時は、不思議にも口癖の忙しいという言葉さえ発する余裕が無かった」と。この話を聞いた時、人は仕事が通常より少し増えると簡単に「忙しい」と言うものだと思いました。しかも、自分に向かって「忙しい」とつぶやくことで、ますます多忙感が強まるようです。

そこで、仕事が多い時に首尾良く仕上げて心身を安定させるためにも、例えば次のような対応策を考えました。(1)忙しいという言葉は、他人にも自己にも禁句とする。失職の経験がある方は共感すると思われるが、「仕事がたくさんあって助かる」とつぶやく。(2)日常の仕事は、重要度や緊急度を基準に、予め優先順位を明確にする(3)訪問日時や場所のアポ取り電話等をした際、相手が「忙しい」と言った時は、こちら側が日時や場所を提案する。「閑になったら電話を下さい」「また明日電話します」等は、殆ど効果が無い。

## 学資保険の保険金受取時期の再確認を 《経営》

学資保険の契約の内容によっては保険金の受け取りが入学金の支払いに間に合わないこともあるので注意が必要です。

学資保険の保険金を受け取る時期について、契約書に「18歳の年単位の契約応答日(2月1日)」と記載されているとします。これは、子どもが18歳になった後の最初の2月1日に保険金を受け取れることを示します。

この契約で、子どもが前年4月1日から1月31日までに18歳になるなら、高校を卒業する年の2月1日に保険金を受け取り、大学への入学金に充てることが可能です。

しかし、2月1日から3月31日に18歳になる人、つまり早生まれの人のうち2月2日以降に生まれた人は、18歳になった後の最初の2月1日とは高校を卒業してから1年近く経った時期となります。卒業する年の2月に教育資金が必要なら「17歳の年単位の契約応当日(2月1日)」に保険金を受け取れるように契約しなければなりません。

学資保険は、仮に満期前に親が死亡したときは保険料の支払いが免除され、子どもは満期時に満期保険金を受け取れる仕組みなので、親の生死にかかわらず教育資金を確実に準備することが可能となっています。

## 分割協議成立前の賃料収入 《相続》

被相続人が残した賃貸不動産の家賃収入のうち、遺産分割協議に成立後に発生する家賃はその不動産を相続した人が取得しますが、成立前の家賃は全ての相続人が法定相続分にとつて分けます。

金融機関は口座名義人の死亡を把握した時点でその口座の取り引きを停止します。口座が凍結されると、相続人は賃貸物件の入居者が被相続人名義の口座に振り込む家賃を容易に引き出せなくなるので、何らかの手立てが必要です。通常は分割協議前に相続人代表者を決定して、代表者名義の口座で賃料を受け取ることとなります。協議成立前の家賃は全ての相続人に受け取る権利があるので、代表者の口座に振り込まれた家賃は、遺産分割協議成立までの分を計算して、協議成立後に各相続人の分与して精算しなければなりません。

相続人代表が受け取った家賃を遺産分割成立後に各相続人に分与しないと、代表者は他の相続人から贈与されたときみなされ、贈与税が課税されるおそれがあります。